

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、二〇一八年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは五万六千九百七十九人となり、前年に続き過去最高を更新し、実に十六人に一人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も四十五万四千八百九十三件と過去最高となった。

国においては二〇〇四年度から、年一回十万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきた。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られており、保険適用外の体外受精や顕微授精は、一回当たり数十万円の費用を要し、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担となっている。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を十月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならぬ喫緊の課題である。

よって、国会及び政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、次の事項について早急に取り組みむことを強く求める。

- 一 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮し、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についても対象として検討すること。
 - 二 保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象として経済的負担の軽減を図ること。
 - 三 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
 - 四 不育症や事実婚者に対する不妊治療の保険適用及び助成についても検討すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十二月十一日

大分県議会議長 麻生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
内閣府特命担当大臣（少子化対策）	坂本哲志殿